

交渉の議事要旨

(開催日時)

令和4年3月30日(水) 11:00~12:00(1時間)

(開催場所)

旭川合同庁舎東館1階 旭川開発建設部 入札執行室

(出席者)

当局側(旭川開発建設部)

武井 一郎(旭川開発建設部長)、遠藤 昭彦(旭川開発建設部次長)

岡崎 愛子(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合旭川支部)

岡田 朋博(執行委員長)、奥出 一之(副執行委員長)、與板 賢次(書記長)

原 和義(執行委員)、松岡 浩司(執行委員)、藺幡 憲二(執行委員)

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部における職員の健康安全管理について
- 3 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について
- 4 当部における育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた4点について、次のとおり回答

【議題：1 当部における超過勤務の縮減について】

超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスを実現する上で、重要な課題であり、引き続き、職員の意識改革を含む働き方改革に取り組む必要があると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイムなど効率的な働き方の促進等により、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を行う場合には、人事院規則等に定められた上限時間を踏まえるとともに、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分留意するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

【議題：2 当部における職員の健康安全管理について】

健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、毎年度策定する健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、

定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全の確保を図っているところである。

令和4年度の計画においては、引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策等、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止、新型コロナウイルス感染症対策を重点に取り組むこととしている。また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴き、必要な措置を講じていくこととしている。

心の健康づくりについては、引き続き、ストレスチェックの実施により心の不健康な状態の未然防止に取り組むとともに、健康管理医やカウンセラーによる心の健康相談を実施する。職員の職場復帰に当たっては、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく。また、メンタルヘルス教育の充実のため、従来の全職員及び管理監督者に加え、新たに、若年層を対象として実施する考えである。

生活習慣病対策については、要再検査・要精密検査者への受診勧奨の強化に取り組む考えである。

【議題：3 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について】

ハラスメントについては、一般的に、職員の人格と尊厳を侵害し、勤労意欲を減退させるほか、職場内の秩序を乱し、職場の活力低下を招くなど、職場環境が害される要因となるものであり、その防止に努めていく必要がある。

ハラスメントの防止に当たっては、管理者・職員の双方において、ハラスメントに関する問題意識と具体的な行為に関する認識を共有することが重要であり、各種の会議や研修等の機会を捉えて周知啓発を図るなどして、良好な職場環境づくりに努めていく考えである。

【議題：4 当部における育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について】

職員が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、当局としても重要であると考えている。

当局においては、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づき、男女問わず職員が責任と誇りをもって生き生きと働けるような環境づくりを目指し、取組を推進しているところである。各種両立支援制度について、管理者に対し、各種会議、研修等の場で、ワークライフバランスの意義を含め周知しているほか、管理者・職員の双方に対しては、制度の内容、意識啓発リーフレット等をイントラネットへ掲載し周知しているところである。

また、各職場の管理者に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導していく考えである。

(交渉概要)

【議題：1 当部における超過勤務の縮減について】

(職員団体) 今年度の超過勤務の状況は昨年度と比較してどうなっているか。

(当局) 令和3年度の4月から2月の状況は前年同時期と比較して、事務部門・技術部門ともに減少している。

(職員団体) 平均で見ると超過勤務は多くない印象を受けるが、個別に見ると個々人に負担がかかっている実態がある中で、当局として具体的な指示等は行っているのか。

(当局) 超過勤務については業務の性質や時期によっては避けられない状況も考えられるが、業務の外注化や業務分担の見直しなど、特定の職員に業務が過度に集中しないよう、引き続き管理者を指導していきたい。

【議題：2 当部における職員の健康管理について】

(職員団体) 当部における今後の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の取組はどのようなものがあるのか。

(当局) 各職場の管理者に対してはドアノブ、手すり等、不特定多数の者が触れると思われる箇所を中心に、消毒作業を十分に行うよう指導しているほか、各課所の執務室の状況に応じ、飛沫飛散防止用パーテーションの設置やWEB会議の活用など、感染防止に必要な措置を引き続き講じていく。

【議題：3 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について】

(職員団体) ハラスメントに関する相談がしやすい職場の雰囲気作りや、ハラスメントの無い職場作りをお願いしたい。

(当局) まずは相談を寄せて頂くため、相談員6名のうち女性4名、技官も配置するなど充実した体制を執っている。相談の申し出があった場合には、事実関係を詳細に調査し、ハラスメントの事実が認められる場合には加害者職員の処分の検討を含め、引き続き厳正に対処して参りたいと考えている。ハラスメントのない職場を目指して、各種会議や研修等の機会に周知啓発を図るなどして良好な環境作りに努めていく。

【議題：4 当部における育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について】

※議題4については職員団体からの発言なし。

※文責は旭川開発建設部当局（今後修正があり得る）